

健やか親子21推進協議会入会規程

(総則)

第1条 健やか親子21推進協議会(以下「協議会」という。)の会員については、協議会規約(以下「規約」という。)に定めるところによる。

(入会基準)

第2条 協議会に入会を希望する団体等は、設立趣旨に賛同し、活動方針に沿った活動推進に努め、規約を遵守する。

(入会手続き)

第3条 協議会に入会を申し込む団体等は、入会申込書及び入会申込に伴う添付書類を協議会事務局へ送付する。

(資格確認)

第4条 規約に定める事務局において、資格確認を行う。但し必要に応じて面接を行う。

2 入会決定は、協議会会長が行う。

(退会手続き)

第5条 協議会から退会を希望する団体等は、退会届を協議会事務局へ送付する。

附則 本規程は、平成26年12月22日から施行する。